

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（公表）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

記

1 健全化判断比率 （単位：％）

項目	平成19年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	11.25	20.00
連結実質赤字比率	-	16.25	40.00
実質公債費比率	8.0	25.0	35.0
将来負担比率	41.8	350.0	

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「-」を記載している。

2 資金不足比率 （単位：％）

特別会計の名称	平成19年度決算	経営健全化基準
鹿児島市病院事業特別会計	-	20.0
鹿児島市交通事業特別会計	15.3	
鹿児島市水道事業特別会計	-	
鹿児島市工業用水道事業特別会計	-	
鹿児島市公共下水道事業特別会計	-	
鹿児島市船舶事業特別会計	-	
鹿児島市中央卸売市場特別会計	-	
鹿児島市桜島観光施設特別会計	-	

備考 資金不足額がない場合は、「-」を記載している。

(参 照)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(抜粋)

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2~7 略す

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 略す